

総 税 企 第 123 号
令和 6 年 12 月 9 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }
東京 都 総 務 ・ 主 税 局 長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

令和 6 年（2024 年）能登半島地震による被災納税者に対する
期限の延長について

令和 6 年（2024 年）能登地震による被災納税者に対しては、「令和 6 年能登半島地震による被災者に対する減免措置等について」（令和 6 年 1 月 9 日総税企第 2 号）において、地方税に係る申告等の期限の延長等について適切に運営されるようご配慮をお願いしているところですが、国税に関する申告期限等の延長（令和 6 年 1 月 12 日国税庁告示第 1 号）について、本日付けで国税庁長官より、別紙のとおり、国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、石川県の一部の地域における期日の指定（令和 6 年 12 月 9 日国税庁告示第 22 号）がなされたことを踏まえ、引き続き適切に運営されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第二十二号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和六年国税庁告示第一号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについて、その期限が令和六年一月一日から令和七年一月三十一日まで間に到来するものについて、令和七年一月三十一日とする。

令和六年十二月九日

国税庁長官 奥 達 雄

都道府県名	地 域
石 川 県	七 羽 昨 尾 郡 市 志 賀 町